平成２３年（フ）第４８５３号
大阪府東大阪市菱江２丁目16番３号
破産者　有限会社ウドウ設備工業
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５５２９号
大阪府豊中市大島町３丁目11番20―101号
破産者　有限会社谷口精密
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６０４２号
大阪市東淀川区東中島２丁目８番６号
破産者　株式会社アルタ
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２９６号
大阪市此花区高見３丁目８番２号
破産者　有限会社マツナガ電気
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４７６号
大阪府豊中市庄内栄町４丁目５番８号
破産者　有限会社三善商行
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７５２８号
大阪市生野区中川２丁目16番20号
破産者　有限会社海南亭
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９１６号
大阪市西淀川区歌島１丁目５番16号
破産者　小森工業有限会社
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７９５７号
大阪市北区天満橋１丁目３番21号
破産者　株式会社イデア
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９６２号
北九州市小倉北区馬借３丁目３番36号
破産者　株式会社二軽
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７２号
大分市大字政所2625番地の10　西村ビル203
破産者　後藤眞知子
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１９３号
大分市三佐1955―２
破産者　株式会社加藤設備
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７６号
北海道北見市青葉町４番２号
破産者　株式会社あおばプラン
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第９７４号
さいたま市中央区上落合２丁目８番11号
破産者　有限会社ユーアイ建設
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第９７５号
東京都清瀬市旭が丘１丁目240番地１リエス清瀬旭が丘202号
破産者　南口　　勝
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４９９号
東京都八王子市元八王子町３丁目2936番地
破産者　金子　竹雄
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２７０３号
横浜市中区吉田町５丁目４番地
破産者　株式会社あるこーね
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４８７号
岐阜市下奈良２丁目22―５　ＳＵＮＴＥＲＲＡＣＥ　ＨＩＲＯ―202、住民票上の住所岐阜県各務原市新鵜沼台１丁目48番地
破産者　古賀　厚志
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１３８８号
京都市東山区一橋宮ノ内町22番地
破産者　株式会社ネッツユニオン
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３７号
松江市栄町22番地９　松尾アパート２号棟102
破産者　來海　敏子
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６００号
高知市一宮徳谷17番７号
破産者　株式会社Ｔａｋｅ
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１８３号
沖縄県中頭郡読谷村字宇座70番地１　駒井方、住民票上の住所沖縄県那覇市壺屋２丁目15番14―513号　しまマンション
破産者　前原美奈子（旧姓上原）
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２７０号
沖縄県沖縄市与儀１丁目32番３号
破産者　池田　英人
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部